

2022年6月22日

中部地区地域協議会 御中

公益財団法人 国際人材協力機構

## 技能実習制度及び地域協議会に関する意見提出

当機構は、監理団体、実習実施者に対して、技能実習生の受入れの相談、申請書類の書き方の助言等、総合的な支援を行っている公益法人です。当機構が各種支援を行う中で、技能実習制度及び地域協議会構成員各位に対する各種意見・要望が監理団体等から寄せられておりますので、それらを踏まえ、当機構の意見として提出します。

## 1. 外国人技能実習機構（OTIT）関連

## (1) 受検支援に関して

受検手続支援サイトについて、登録期限が早すぎて試験実施機関との調整の中で変更が生じやすいこと、様式が複雑であることなどにより使い勝手が悪いことや、受検の可否の結果通知が遅くなっているとの声があるため、その改善をお願いしたい。

## (2) その他制度運営に関して

- ① 運用要領の一部改正及び「よくあるご質問」の改訂があった場合については、その都度、外国人技能実習機構のホームページの「お知らせ欄」にも掲載し、制度利用者に周知いただくようお願いしたい。
- ② 技能実習計画の認定等の際し、従前認められていた作業が認められなくなるなど納得できないものがあるとの声があるため、改善をお願いしたい。
- ③ 手数料振込について、用紙の提供方法の改善や振込先金融機関の追加を求める声があるので、対処をお願いしたい。

## 2. 厚生労働省関連

## (1) 技能検定等の受検体制関連について

技能検定等の受検に関して、監理団体等から実習現場で困難を来しているとして、次のような声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、技能実習生の受検機会拡大等のため、各試験実施機関の実態にも配意しつつ、行政として技能検定試験・技能実習評価試験の体制構築をお願いしたい。

- ① 技能検定委員等の確保について、自前での手配に苦慮するなど、困難を来している（とび職種、寝具製作職種、プラスチック成形職種等）。
- ② 受検場所の確保について、技能検定職種の場合自県では随時2級試験が実施されないことや、技能評価職種の場合も他県への派遣型試験が円滑に実施されないこと等により、受検地が他県の遠隔地になるなど、困難を来している（建設機械施工職種、水産練り製品製造職種、工業包装職種等）。
- ③ 実技試験の際使用する機械設備・器具等について、現在使われていない旧式のものとなっていたり、試験の規格に合う機械を所有する企業が少ないなど、苦慮している（建設機械施工職種、機械加工職種、プラスチック成形職種等）。
- ④ 受検事務関係について、各都道府県職業能力開発協会・試験実施機関の日程設定・調整が遅いこと、試験結果の決定が遅いこと、各都道府県職業能力開発協会により受検手続き等が異なることなど、苦慮している。また、受検手続支援サイトへ入力したデータの流用による各都道府県職業能力開発協会への受検申請手続きの簡素化をして欲しい。
- ⑤ 試験内容については、難易度が高すぎたり（建設関係職種、水産加工食品製造業職種、溶接職種等）、試験内容と実際の作業にずれがあり（耕種農業職種、建設関係職種、家具製作職種等）、苦慮している。技能実習生向けの試験内容及び試験制度になるよう見直しをして欲しい。
- ⑥ 過去問等の教材について、過去問の開示が少ないことや、テキストの母国語版がないことなど、不十分である（耕種農業職種、水産加工食品製造業職種、機械加工職種等）。
- ⑦ 受検料が材料費等も含め高いことに不満を持っている（防水施工職種、座席シート縫製職種、溶接職種等）。

(2) その他制度運用について

業務従事や受検に必要な安全衛生技能講習を近隣地域で受講することが困難であるという声があるため、受講機会の拡大をお願いしたい。

※公開の可否：公開可

以上

## 外国人技能実習制度の適正化と技能実習生の保護に関する意見書

2022年6月24日

日本労働組合総連合会東海ブロック連絡会

日本労働組合総連合会北陸ブロック連絡会

外国人技能実習法施行から4年が経過し、施行後5年を目途とした見直しが目前に迫っています。この間制度は大きく拡大し、技能実習生の数のみならず、監理団体、実習実施者の数も大きく増加しています。

一方、一昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、技能実習の中止や解雇、出国制限による帰国困難等の事案が発生し、困難な状況に置かれている技能実習生も依然として多く存在しています。コロナ禍においても、「発展途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力」という制度の本旨に沿い、適正に制度を実施していくことが強く求められています。

連合は、適正な制度運営および技能実習生の権利保護の観点から、以下の通り意見を申し上げます。

1. 技能実習生に対する新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、やさしい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めるとともに、監理団体および実習実施者への周知を徹底すること。
2. 技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、安易な解雇や強制帰国に対しては厳正に対処すること。
3. 実習先の経営悪化等により、技能実習の継続が困難となった技能実習生に対しては、監理団体は新たな実習先を斡旋する必要があることを周知徹底するとともに、監理団体において新たな実習先を斡旋することができない場合においては、外国人技能実習機構が責任を持って新たな実習先を斡旋すること。
4. 実習先の経営悪化等により、技能実習の継続が困難となり、新たな実習先も見つからない技能実習生に対する「特定活動」への在留資格変更について、「特定活動（4か月・更新不可）」の在留資格とする制度変更がなされたことを、監理団体に周知徹底すること。あわせて、技能実習生および元技能実習生に対する制度変更に係る相談支援を行うこと。

5. 技能実習生に対して最低賃金を下回る賃金しか支払われていない事例が多くみられることを踏まえ、外国人技能実習法第9条第9号の「技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」の確認を徹底すること。
6. 外国人技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構と都道府県労働局との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導体制を強化すること。
7. 技能実習生を含む、すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで労働できるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底すること。
8. 地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口をはじめ、労働局や外国人技能実習機構で受ける技能実習生からの相談内容については、地域協議会において共有するとともに、問題事例の把握に努め、技能実習生の保護をはかること。
9. 技能実習生の中には自由に外出することもままならない者がいることも踏まえ、メールやSNS等も活用した相談支援体制を構築すること。
10. 中部地区において把握した、技能実習生からの相談件数、監理団体および実習実施機関に対する不正行為件数、労働基準監督署による監督指導、送検件数等について公表すること。
11. 監理団体への年1回の実地検査ならびに実習実施者への3年以内の実地検査を完全履行するとともに、実習計画に沿った技能実習内容となっているか、適正な職場環境と労働条件が確保されているかを確認すること。また、是正が必要な場合においては、適正な指導を行うとともに、改善報告の確認を行うこと。
12. 監理団体等への実地検査や、適切な技能実習計画の認定、さらには技能実習生の保護の観点から、外国人技能実習機構名古屋事務所の体制を強化するとともに、職員の労働関係法令および出入国管理関係法令の研修を行うなど、人材育成に努めること。

以上



## 第5回技能実習中部地域協議会への意見書

(公表可)

2022年6月27日

愛知県労働組合総連合  
外国人実習生 SNS 相談室  
樽松佐一

## はじめに

今年は技能実習法が施行されて5年目の見直しの年となっています。吉川法務大臣の年頭所感でも「大胆に見直し作業に取り組む」と発言されました。当協議会でも積極的な議論がされることを期待しています。

一方で今年4月には日本弁護士連合会から「技能実習制度の廃止と特定技能制度の改革に関する意見書」が提出され、移住者と連帯する全国ネットワーク等による「技能実習制度廃止！全国キャラバン」が行われました。愛知県でも学習会が開催されるなど実習制度への関心が高まっています。

私は技能実習法審議の法務委員会でも意見を述べ、施行後も制度の適切な運営をもとめて当協議会に積極的に意見を出してきました。本年もこの間の相談・申告事例をもとに当意見書を提出します。

## (1) 昨年度の相談・申告から

| 実習生SNS相談室のまとめ             |    |     |      | FB外国人実習生相談室2021年 |     |              |    |
|---------------------------|----|-----|------|------------------|-----|--------------|----|
| 国                         | 件数 | 人数  | 産業   | 件数               | 人数  | 相談内容(ダブリあり)  | 件数 |
| ベトナム                      | 87 | 115 | 機械金属 | 16               | 24  | 帰国旅費         | 33 |
| カンボジア                     | 3  | 10  | 建設   | 10               | 16  | 有休           | 11 |
| 不明                        | 1  | 1   | 繊維被服 | 9                | 24  | 3号移行手数料      | 9  |
| 合計                        | 91 | 126 | 食品製造 | 7                | 10  | 移籍           | 8  |
|                           |    |     | 農業   | 4                | 4   | 暴言暴力         | 8  |
|                           |    |     | 他    | 2                | 2   | 賃金           | 6  |
|                           |    |     | 不明   | 44               | 46  | 労災           | 6  |
|                           |    |     | 合計   | 92               | 126 | 契約・職種違い      | 6  |
| 申告先                       | 件数 |     |      |                  |     | 住居・家賃        | 6  |
| 労基署申告                     | 7  |     |      |                  |     | 休日時間         | 5  |
| 入管申告                      | 3  |     |      |                  |     | 妊娠           | 5  |
| OTIT申告                    | 30 |     |      |                  |     | 解雇強制帰国       | 4  |
| OTIT相談                    | 25 |     |      |                  |     | パスポート在留カード入権 | 3  |
|                           |    |     |      |                  |     | コロナ・休業補償     | 2  |
| ※ 帰国困難のための特定活動を含む         |    |     |      |                  |     |              |    |
| これとは別に特定技能、特定活動の相談が10件10人 |    |     |      |                  |     |              |    |

昨年は92件126名の実習生から相談があり、うち30件を私が代理人となって名古屋事務所をはじめ、各地の機構事務所に申告しました。申告とも一部ダブリますが労基署への本人申告や、在留資格の変更により機構では受理されないものは入管に情報提供して私が連絡先となっています。

昨年はコロナ禍で帰国飛行機代が高騰し、受け入れ機関からは半分も出してもらえないという相談が続出しました。これについては本省への要請を行い、帰国費用は自

己都合の場合も含めて全額受け入れ機関が負担することを機構HPに掲載いただきました。その後は帰国旅費については母国語相談を紹介するようにしました。

コロナ禍で3号移行時に一時帰国をしない実習生が多数であるなか、受け入れ機関に変更がないにも関わらず、ベトナム政府が禁止している移行手数料を10万円から20万円請求されたという相談もありました。これについてはベトナム政府との覚書きで日本政府から通報することになっていました。年明けに機構国際部から対応する旨連絡いただきましたので、情報があつた場合には国際部を紹介しています。なおベトナム政府はこの春に送り出し手数料の基準を変更しています。

不正を申告した実習生が移籍を希望する場合には認定課により移籍先を確保していただいています。この間に申告した実習生はいずれもよい移籍先を紹介いただき、その後も適切な実習を続けることができています。

名古屋事務所以外への申告は書面の郵送で受理いただき、すみやかな対応をいただき、ほとんど解決しています。感謝申し上げます。

これらの申告事案のなかには本年4月1日付の「**技能実習制度運用要領**」の一部改正のなかで明文化いただいたものがあります。岡崎でアスベスト作業をさせられた実習生は実習先で動画を見せられただけで、通訳はなく質問もできませんでした。改定では講習のなかで「**技能実習生が従事する職種・作業に応じた安全衛生教育を必ず実施する**」とされました。建設業では暴言・暴力の申告が多数ありましたが「**人権を著しく侵害する行為は、暴力行為に限られず、大声で怒鳴る、侮辱するといった行為やセクシャルハラスメントなども含まれる**」と追記されました。しかし最近の申告でもこのような暴言がありました。機構での積極的な対応をお願いします。

## (2) 相次ぐ実習制度の問題点

しかしその一方で新たな問題も発生しています。

### ① 監理団体からの借り上げ物件

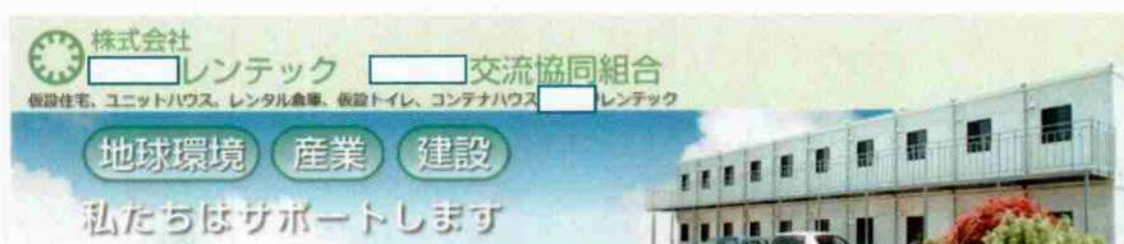
岡崎市の実習生は、入国当時は市内のアパートが寮となっていました。2年目からは監理団体が変わり、寮も工場敷地内にあるプレハブに変わりました。寮は一部屋3人で寮費は水道光熱費含めて一人月3万円となっていました。会社の資料では敷地450㎡、50人で一人4.6㎡となっています。市内のアパートは2DK30㎡で6万円程度です。シャワーも共同ですので水道光熱費が1万円以上となることは考えられず、プレハブ13.8㎡に3人で6万円は地域相場の二倍以上の家賃です。機構に申告した結果、夜勤と昼勤の勤務時間が違う実習生を同室とすることは是正されましたが、寮費については借り上げ先に支払った実費を下回っているという説明で調査を打ち切られました。

調べてみると借り上げているプレハブのリース会社社長と監理団体理事長は同一人



物でした。機構が言う「実費」というのは監理団体理事長への支払いでした。運用要領では「借り上げ物件であっても監理団体・実習実施者の役員、専従者、同居の親族の所有物件である場合などで、実質的に貸主が監理団体・実習実施者と同一視できる場合には、借り上げ物件として評価すべき事情について詳細な説明をいただくことがあります」となっています。しかし、機構からは何の説明もありませんでした。

この件については4月の改正でさらに「必要に応じて実地検査を行うこと」があると加筆されました。今からでも調査を求めたいと思います。



## ② 監理団体の寮費

昨年6月にアスベスト作業を拒否して解雇され一宮市のA協同組合の施設で生活することになった実習生は狭い部屋に二段ベッドで6人部屋でした。家賃を月3万円請求されましたが給料がないため、滞納するようになりました。機構に申告しましたが、担当者からはA協同組合が「実際にはひとり6万円のところ半額にしている」「調査は打ち切る」と言われました。



一宮市では2DKで6万円程度のアパートが普通で、6人部屋で一人3万円は地域相場をはるかに超えています。居住費について運用要領では「定期的に負担する費用」として

### ・ 借上物件の場合

借上げに要する費用（管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。）を入居する技能実習生の人数で除した額以内

とされていますが、機構はこれを監理団体の寮費には適用しないようです。しかしこれは「技能実習生の保護」を目的とする実習法の趣旨に反すると思います。

実習生は移籍先が決まるまで無給で寮費を払えませんでした。寮の管理者Mからは10月に滞納を清算して寮から出ていくよう求められました。MはA協同組合の理事長が役員になっているA総研の役員で、A協同組合の講習宿泊施設を管理していますが、実習生に対し「A協同組合とは関係ない」と言っています(録音あり)。

その後11月にA協同組合は許可取り消し処分を受けました。この実習生は名古屋入管に相談して機構の移籍先支援中の資格外活動の許可をもらいましたが、A協同組合は移籍先探しをせず、「帰国困難」なのだから切符が取れたら帰国するよう要求しました。半年間放置して寮費をとったあげく、不許可処分を受けたら帰国を要求するな



ど本末転倒です。実習生は友人宅に引っ越しました。

今回の改正で「監理団体許可が取り消された場合であっても、帰国旅費負担及び帰国担保措置の義務を引き続き負います。技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、帰国旅費の全額を負担し、帰国担保措置として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困ることがないように、技能実習生が置かれた状況に応じて、その支援を行うことが必要です。これは、帰国予定の技能実習生が、帰国が困難である等の事情により他の在留資格に変更された場合であっても同様です。」と加筆されました。A協同組合およびAグループ監理団体に対して払い過ぎた寮費の返還を求めます。

### ③ 寮の退去費用

昨年末から実習期間を終了して帰国する際に法外な退去費用を求められたという相談が続きました。これまでにない新しい相談です。H社の実習生に示された明細(資料 1)を見ると3年間利用しただけなのにクリーニング代 8 万円、クロス張替え 5 万円、畳表替え 4.2 万円など計 25.5 万円となっていました。

昨年帰国したY社の元実習生は4人部屋でしたが、一人 73,975 円を給料から差し引かれました。元実習生は給料と飛行機代 5 万円をもらうためにこの書類にサインしました。実習生は昨年 2 月に、この部屋の内装工事費用見積書を見せられていましたので、この分だと思っと言っていました。(資料 2)

運用要領では居住費について「借上げに要する費用(管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。)」としています。また国土交通省は原状回復を「賃借人の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損(以下「損耗等」という。)を復旧すること」とし、「経年変化、通常使用による損傷等の修繕費用は、賃料に含まれる」としています。

日本人であれば、居住者の責による費用のうち敷金から清算し、残った敷金は返還されます。日本語や日本の賃貸契約ルールが十分にわからない実習生からこのような不当な費用を取ることがないように、国交省のルールを徹底すべきです。

### ④ 在留資格変更した元実習生への対応

在留資格を変更した元実習生が技能実習時の不正を申告する場合について名古屋





屋入管から「外国人技能実習機構においては、技能実習生向けに母国語での相談窓口を設置しており、当該窓口においては帰国困難を理由とする特定活動に在留資格を変更した者からの相談も受け付けている」と説明を受けました。さらに後日「技能実習時の不正行為、技能実習法違反に係る情報提供や公益通報については、機構及び入管のいずれに対してもすることが可能であり、その情報提供の内容に応じて必要な場合は調査等を実施することとなる。」と回答がありました。

元実習生は昨年帰国しましたが、寮の退去費用を賃金控除されたうえ、当時 13 万円程度した飛行機代を 5 万円しかもらっていません(資料 3)。このような情報提供をした場合には機構として調査を実施していただきたいと思えます。

### ⑤ A 協同組合グループの不正について

当協議会に毎年提出しているS協同組合の事件(日本に入国後に家賃を一方的に 1 万円値上げされた事件。2018 年 7 月 12 日と 8 月 3 日に入管に情報提供、9 月に機構に申告(資料 4)については、未だに入管による調査が行われていません。機構への申告後の是正家賃は法務局に供託されたままだと聞いています。

この件について名古屋入管は 5 月の意見交換会で「技能実習法施行以前の旧制度における過去の不正行為について、時間の経過によってこれを無効とするような規定は特段ない。」と言われました。担当者からは再三調査すると聞いていますが、現在もまだ連絡も返金もされていません。

S協同組合(名称、役員を変更)のE理事長(当時)は、A協同組合の建物(当時)と同じ住所でA協同組合M理事長が代表となる〇〇監理団体連合会の監事でした。S協同組合の事務所も一時期、A協同組合の施設と同住所でした。

S協同組合の実習企業で不正を訴えたとしばしばA協同組合の「理事長代理I」が出てきて実習生に説明し、A協同組合の施設に引き取っていくことがありました。一昨年までA協同組合の名古屋事務所があった場所にはI氏が代表者となるI協同組合が登記されていました。I協同組合は機構の監理団体一覧(一般、2022 年 6 月 15 日)に名古屋市西区の同住所で登録されていますが、私が調査した昨年 12 月末には空室になっていました。いつ転居したかは不明ですが、少なくとも半年間は住所変更届をだしていないと思われま

す。これらの資料はA協同組合が不許可処分されるずっと前から全て機構名古屋事務所に提出してあります。S協同組合と同様に調査は行われていません。A協同組合関係者がグループで事業を継続していることについては疑問があります。





### (3) 実習制度廃止をめぐる議論

マスコミなどで実習生への暴力や妊娠問題が大きく報道され、古川法相は「極めて悪質な人権侵害」として監理団体の許可を取り消しました。実習制度廃止論の根拠としてはこのような悪質な監理団体のもと、不正な受け入れ機関であっても監理団体が指導せず、逆に強制帰国させられるなど、移籍の自由が保障されないことが「奴隷労働」と指弾されています。特にベトナム人実習生は母国で高額な手数料を取られていることが、不正な受け入れ機関から失踪せざるを得ない理由に挙げられています。先の例でも示しましたが、機構地方事務所では監理団体への調査と指導が全く手薄になっています。監理団体への監督強化が重要です。(資料6)

また個別違反事業者の処分にとどまり、不正の全体像について数字がなく、客観的な状況が公表されていません。定期検査の多くは事前に連絡してからのものであり、これでは不正の実態をつかむことはできません。

1年間に1万件もの母国語相談がありますが申告は100件程度にとどまっています。

相談で右のような不正が疑われる問題があっても関係部局への共有が行われず調査に結びついていないと思われま

す。  
機構は最近、緊急事態の公益通報をはじめましたが、電話とメールによるもので実習生が使うSNSは依然として使えません。携帯電話を持たない実習生にはとても使いにくいものになっています。

私はSNSのチャット機能で通訳との同時会話や写真・動画などの証拠を集めています。機構としても相談内容に応じて、通訳や専門部局との複数対応をすることが効果的だと思います。

以上

| 母国相談の内容・件数          | 技能実習機構業務統計から作成 |              |              |               |
|---------------------|----------------|--------------|--------------|---------------|
|                     | 2017           | 2018         | 2019         | 2020          |
| 相談内容                |                |              |              |               |
| 技能実習制度に関する事         | 170            | 241          | 469          | 389           |
| その他の制度に関する事         | 5              | 78           | 415          | 1,182         |
| 管理に関する事             | 56             | 445          | 1,673        | 3,210         |
| 賃金・時間外労働等の労働条件に関する事 | 143            | 541          | 1,320        | 2,291         |
| 職種の相違に関する事          | 29             | 116          | 681          | 616           |
| 違約金・賠償金に関する事        | 16             | 16           | 77           | 24            |
| 途中帰国に関する事           | 85             | 292          | 798          | 1,089         |
| 送付機関に関する事           | 9              | 39           | 117          | 213           |
| 社会保険・労働保険に関する事      | 43             | 106          | 260          | 755           |
| 実習先変更に関する事          | 59             | 259          | 870          | 1,376         |
| 日常生活に関する事           | 21             | 11           | 18           | 35            |
| 健康上の問題に関する事         | 11             | 21           | 70           | 97            |
| 人間関係におけるトラブルに関する事   | 58             | 47           | 94           | 155           |
| その他                 | 149            | 483          | 590          | 1,921         |
| <b>総数</b>           | <b>854</b>     | <b>2,695</b> | <b>7,452</b> | <b>13,353</b> |
| <b>申告件数</b>         |                |              | <b>133</b>   | <b>82</b>     |